

天草市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進するため、当該危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、天草市補助金等交付規則（平成18年規則第48号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危険住宅 次の(1)から(3)号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又は(1)から(5)までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき天草市建築基準条例第27条で指定した災害危険区域
 - (2) 天草市建築基準条例第2条の規定により建築を制限している区域
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域
 - (4) 土砂災害特別警戒区域の指定が見込まれる区域
 - (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
- 二 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。

(補助金の交付の対象及び補助金額)

第3条 本事業の対象となる危険住宅は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 除却を行うものであること。
- 二 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。

- 2 この要領において補助事業とは、危険住宅を安全な場所に移転する事業とする。
- 3 移転する対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能評価に適合すること
- 4 この要領において補助事業者は、原則として危険住宅に居住している者で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当しない者とする。
- 5 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の上限額は、別表 1 に定めるとおりとする。
- 6 他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、前項の規定による経費から、他制度による補助金等の額を差引いた額を、本事業における補助金の交付の対象とする。

（補助金の交付申請）

- 第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 一 がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第 2 号）
 - 二 がけ地近接等危険住宅移転事業収支予算書（様式第 3 号）
 - 三 資金計画書（様式第 4 号）
 - 四 危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断図及び現況写真
 - 五 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し
 - 六 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真
 - 七 移転先住宅の土地登記事項証明書の写し（土地購入の場合）
 - 八 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書等の写し（借入金利子相当額の計算表を含む。）
 - 九 市税等納付状況調査同意書（様式第 18 号）
 - 十 その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

- 第 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、危険住宅と認められるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 市長は、前条の通知を行ったときは、跡地に住宅等を建築しないよう跡地管理誓約書（様式第6号）を申請者に提出させるものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、本事業に係る事業内容、経費等を変更しようとする場合は、遅滞なく交付変更承認申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助金交付決定通知書の写し
- 二 がけ地近接等危険住宅移転事業実施変更計画書（様式第2号）
- 三 がけ地近接等危険住宅移転事業収支変更予算書（様式第3号）
- 四 その他市長が必要と認める書類

(変更決定の通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときはこれを審査し、適当と認められるときは補助金の交付の決定を変更し、補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第9条 申請者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条 申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第11条 申請者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認められるときは、申請者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助金精算調書（様式第11号及び第12号）
- 二 危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真
- 三 移転先住宅の位置図、配置図、平面図
- 四 移転に要した費用を証明する書類
 - ア 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
 - イ 危険住宅の除却等に要した経費の請求書及び領収書の写し
 - ウ 移転先住宅の建設又は購入に係る契約書の写し
 - エ 移転先住宅の建設又は購入に要した経費の請求書及び領収書の写し
 - オ 移転先住宅の建設又は購入するために要する資金を借り入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し
- 五 移転後の登記事項証明書（土地・建物）
- 六 移転後の住所が確認できる書類（住民票の写し等）
- 七 移転先住宅の検査済証（建築基準法第7条）の写し又は法適合証明書（様式第20号）
- 八 移転先の建築物の省エネ基準適合証明書（様式第19号）
- 九 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第14号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業に係る領収書の写し
- 二 繰上償還をしない旨の誓約書（様式第15号、危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）のみの場合は除く。）
- 三 その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金取消通知書（様式第16号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第14条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- 一 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき
- 二 危険住宅の除却後の跡地について不適正な管理が判明したとき
- 三 その他補助金の交付が適当でないと市長が認めたとき

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返還命令書（様式第17号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和4年5月9日から施行する

附 則

第1条 この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条） 補助対象経費及び補助金の額

経 費	経 費 の 内 容	補 助 額
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	撤去費	補助金の交付を受けようとする年度において、国が定める「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出した除却工事費の額を限度とする。
	動産移転費、仮住居費、跡地整備費等	975千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	1 戸当たり 4,210千円（建物 3,250千円、土地 960千円）を限度とする。